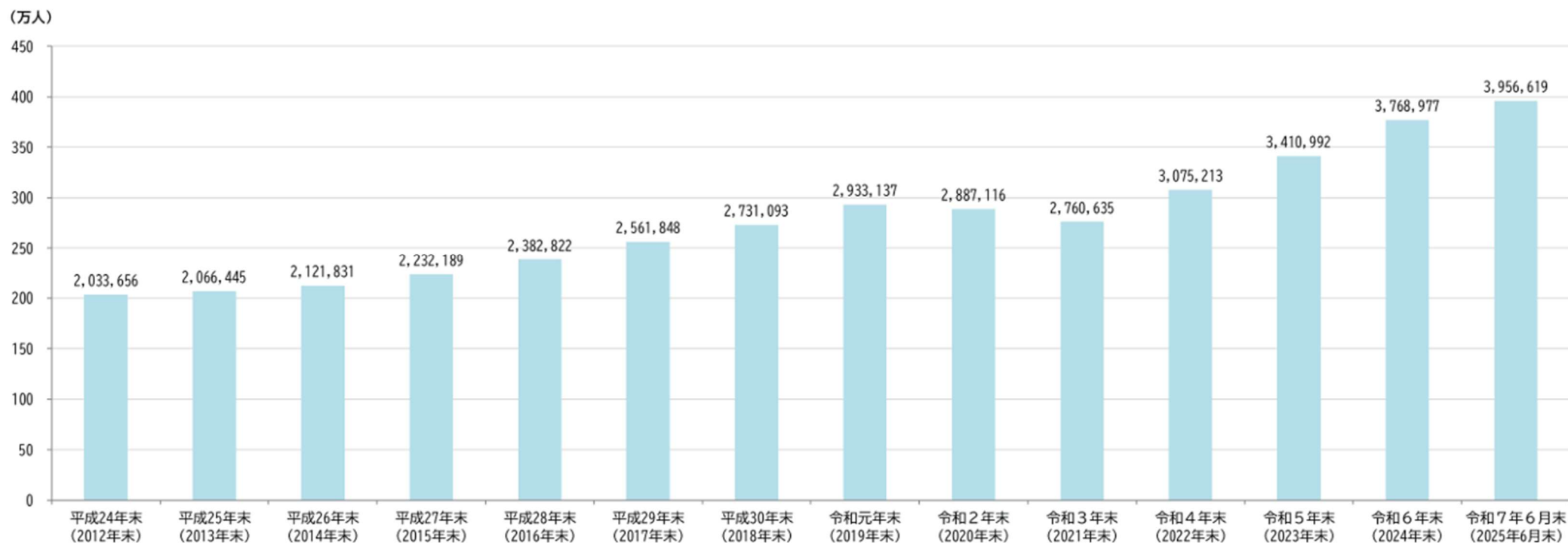


出入国在留管理庁「令和7年6月末現在における在留外国人数について」公表資料より

令和7年6月末の在留外国人数は、395万6,619人(前年末比18万7,642人、5.0%増)で、過去最高を更新

【第1図】 在留外国人数の推移



上位 10 か国・地域では、ブラジルを除き、いずれも前年末に比べ増加しました。

また、令和6年末時点で第 12 位であったスリランカが第9位となりました。

- (1) 中国 900,738 人 (+27,452 人)
- (2) ベトナム 660,483 人 (+26,122 人)
- (3) 韓国 409,584 人 (+ 346 人)
- (4) フィリピン 349,714 人 (+ 8,196 人)
- (5) ネパール 273,229 人 (+40,186 人)
- (6) インドネシア 230,689 人 (+30,865 人)
- (7) ブラジル 211,229 人 (- 678 人)
- (8) ミャンマー 160,362 人 (+25,788 人)
- (9) スリランカ 73,067 人 (+ 9,595 人)
- (10) 台湾 71,125 人(+ 978 人)

在留資格別

- (1) 永住者 932,090 人 (+13,974 人)
- (2) 技術・人文知識・国際業務 458,109 人 (+39,403 人)
- (3) 技能実習 449,432 人 (- 7,163 人)
- (4) 留学 435,203 人 (+33,069 人)
- (5) 特定技能 336,196 人 (+51,730 人)

※「技能実習制度」廃止、「育成就労」新設
政府は2024年3月、「育成就労」の新設等を柱とする改正出入国管理法などを閣議決定。
6月の参議院本会議で可決・成立。
2027年(公布後3年以内)までの施行を目指す。

都道府県別

- (1) 東京都 775,340 人 (+36,394 人)
- (2) 大阪府 360,390 人 (+26,826 人)
- (3) 愛知県 345,900 人 (+14,167 人)
- (4) 神奈川県 306,363 人 (+13,913 人)
- (5) 埼玉県 277,209 人 (+14,827 人)

文化庁「令和5年度国内の日本語教育の概要」より

令和5年11月1日現在、国内における日本語教育実施機関・施設等数は2,727、日本語教師等数は46,257人、日本語学習者数は263,170人となっている。

表2 日本語教育実施機関・施設等数、教師等数、日本語学習者数の推移

	平成 2年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日本語教育実施機関 ・施設等数	821	2,111	2,109	2,290	2,542	2,516	2,541	2,764	2,727
日本語教師等の数	8,329	37,962	39,588	41,606	46,411	41,755	39,241	44,030	46,257
日本語学習者数	60,601	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408	219,808	263,170

表7 属性別日本語学習者数

(単位：人)

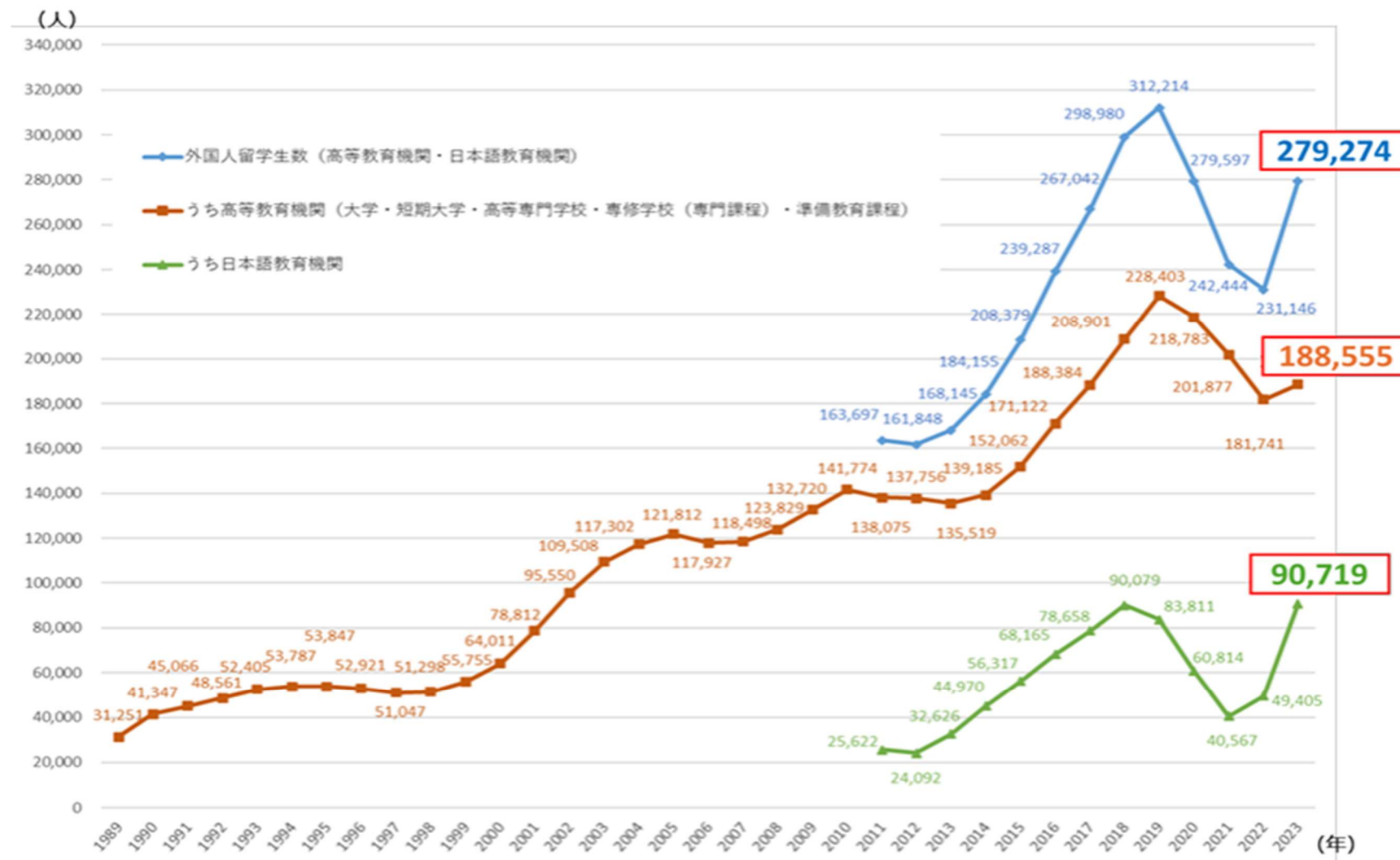
	留学生	ビジネス 関係者 及び その家族	研修生 技能実習 生	日本人の 配偶者等	日系人 及び その家族	中国帰国 者 及び その家族	特定技能	難民及び その家族	短期滞在 (観光含 む)	その他	不明	合計
属性別 日本語 学習者数	174,280 (66.2%)	18,747 (7.1%)	13,512 (5.1%)	6,703 (2.5%)	4,069 (1.5%)	1,682 (0.6%)	1,484 (0.6%)	623 (0.2%)	1,349 (0.5%)	5,406 (2.1%)	35,315 (13.4%)	263,170 (100%)

(注1) 上記区分は必ずしも在留資格の区分と一致するものではない。

(注2) 上記回答は学習者本人の回答ではなく、学習者が所属する機関・団体の回答を集計したものである。

文部科学省「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について(令和6年5月24日)
 2023(令和5)年5月1日現在の外国人留学生数は 279,274 人(対前年度比 48,128 人
 (20.8%)増)でした。

図：外国人留学生数の推移



留学生数の多い国・地域は、中国 115,493 人(対前年度比 11.2%増)、ネパール 37,878 人(対前年度比 56.2%増)、ベトナム 36,339 人(対前年比 2.8%減)でした。

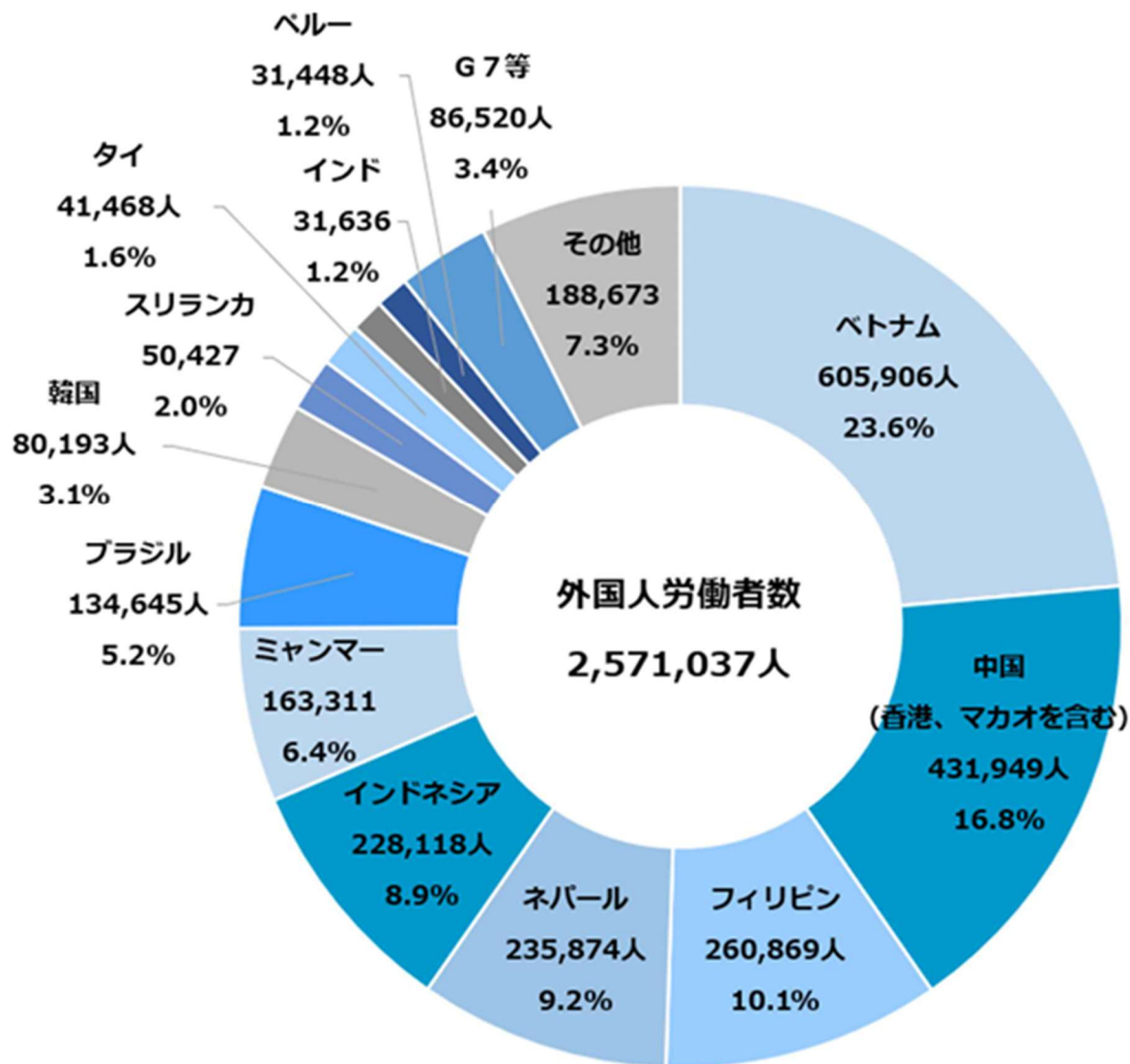
主な出身国(地域)別留学生数

(各年5月1日現在)

No.	国・地域	留学生数		前年比増減	
		2023年	2022年	人数	増減率
1	中国	115,493	103,882	11,611	11.2%
2	ネパール	37,878	24,257	13,621	56.2%
3	ベトナム	36,339	37,405	△ 1,066	△ 2.8%
4	韓国	14,946	13,701	1,245	9.1%
5	ミャンマー	7,773	3,813	3,960	103.9%
6	台湾	6,998	5,015	1,983	39.5%
7	スリランカ	6,819	3,857	2,962	76.8%
8	インドネシア	6,552	5,763	789	13.7%
9	バングラデシュ	5,326	3,313	2,013	60.8%
10	アメリカ合衆国	4,076	1,655	2,421	146.3%
-	その他	37,074	28,485	8,589	30.2%
	合計	279,274	231,146	48,128	20.8%

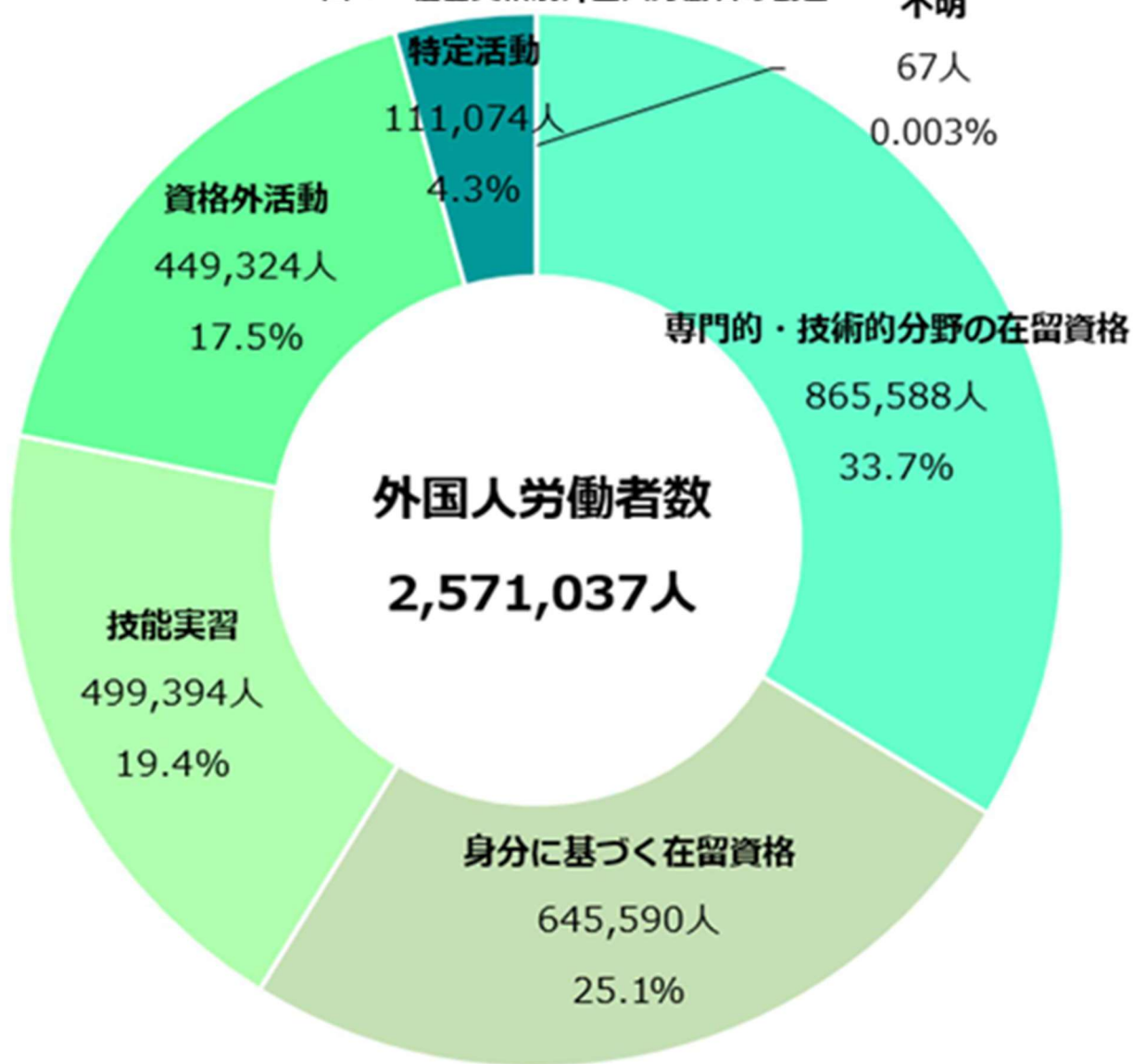
厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（令和7年10月末現在）より
 外国人労働者数は2,571,037人（前年2,302,587人）、過去最多を更新。

図3 国籍別外国人労働者の割合



- 対前年増加率が高い主な3か国
- ・ミャンマー（前年比 42.5%増）
〔前年 114,618 人〕
 - ・インドネシア（同 34.6%増）
〔同 169,539 人〕
 - ・スリランカ（同 28.9%増）
〔同 39,136 人〕

図4 在留資格別外国人労働者の割合

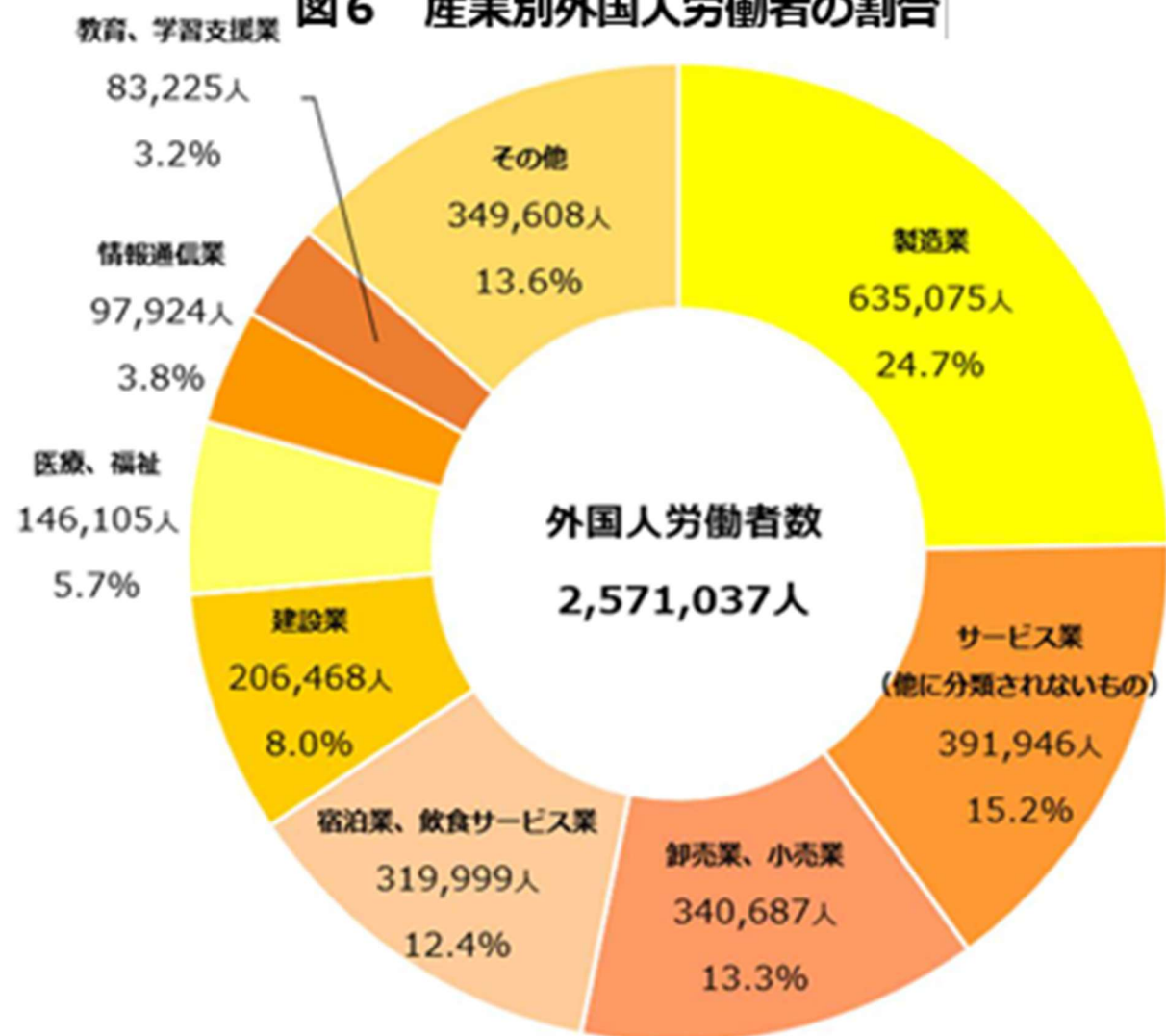


「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」の外国人労働者数は 286,225 人 4 (前年比で 79,230 人(38.3%)増加)となっている。

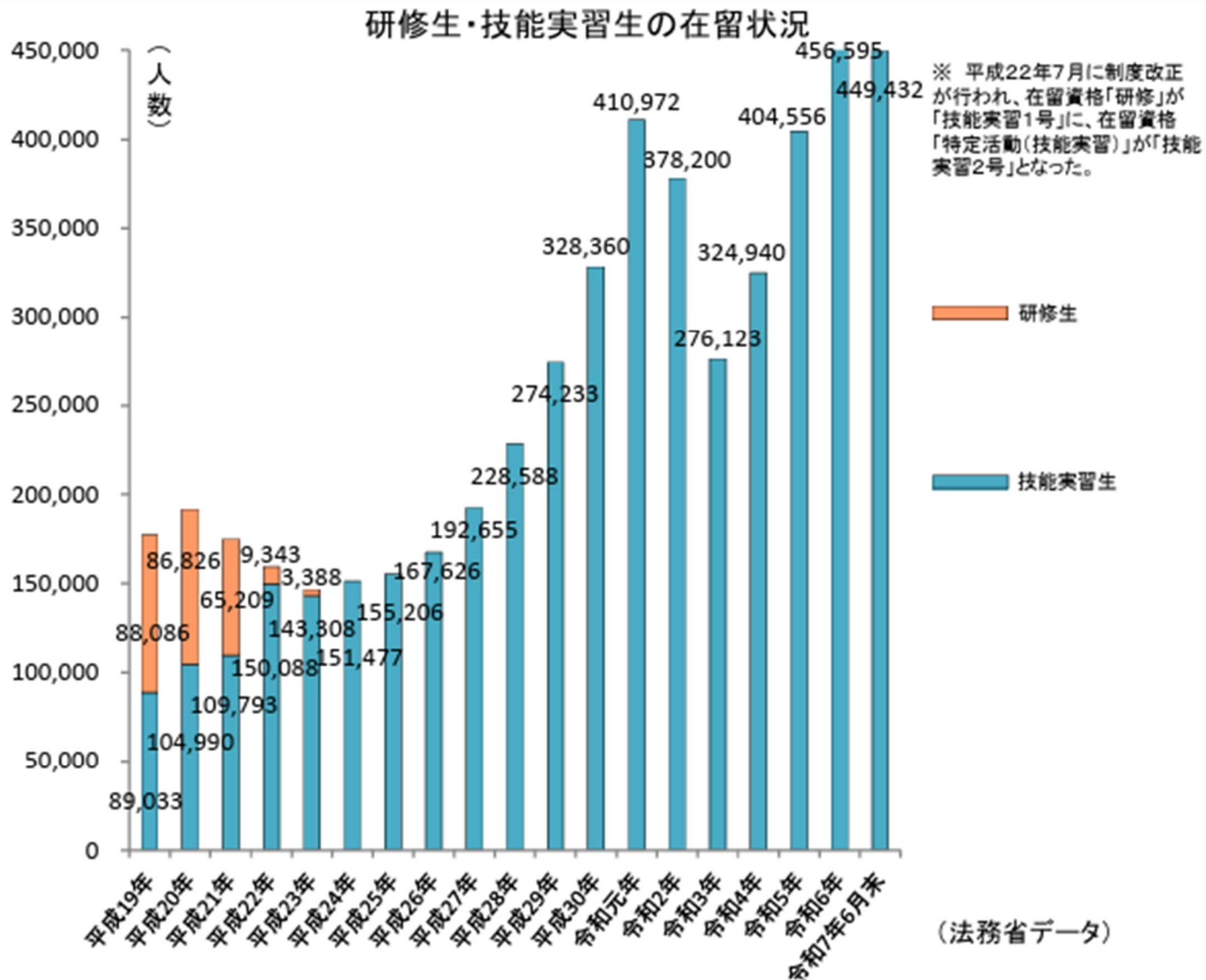
「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

「身分に基づく在留資格」には、在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

図6 産業別外国人労働者の割合



1 令和7年6月末の技能実習生の数は、449,432人



受入人数の多い国は、

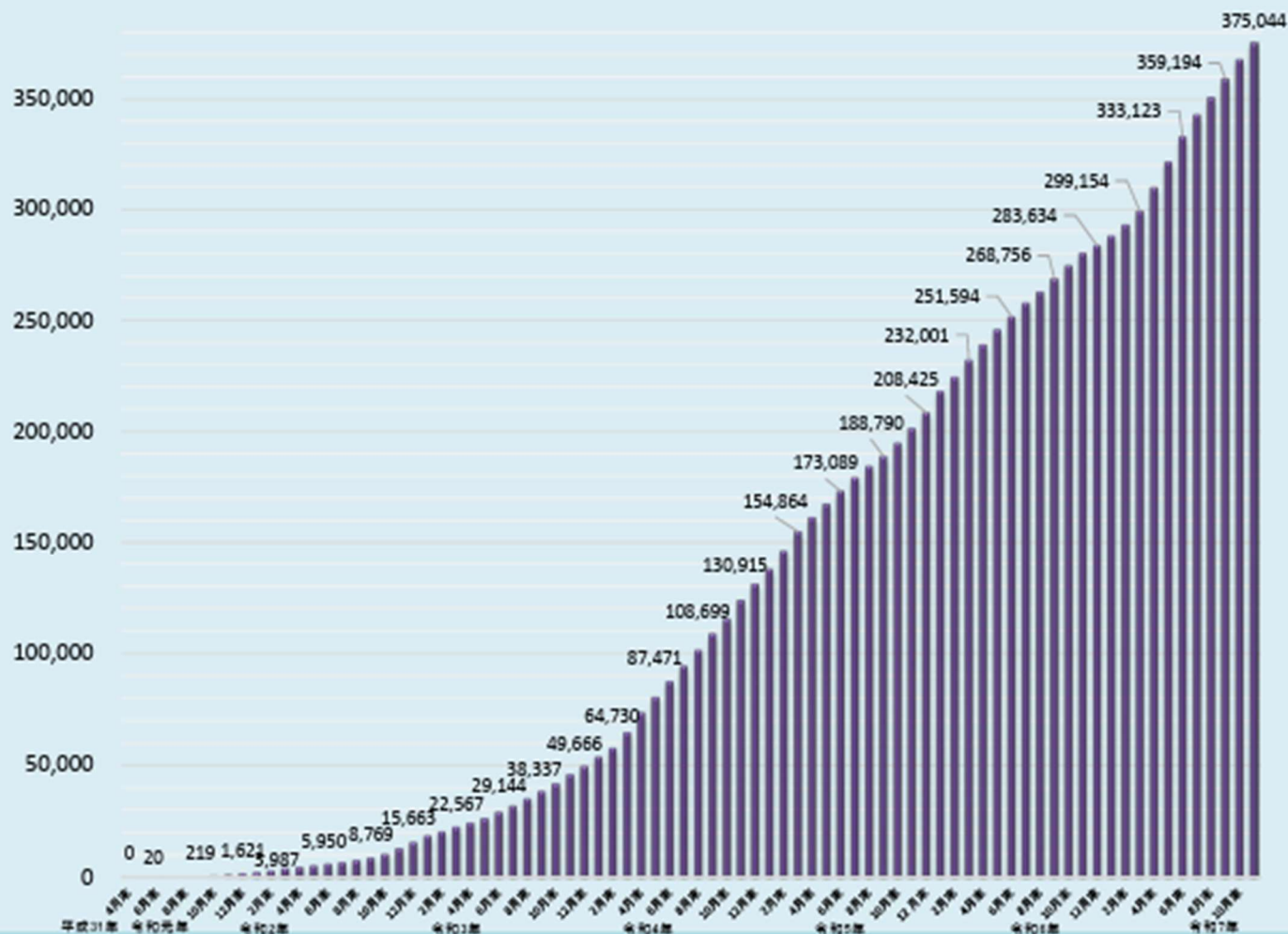
- ①ベトナム
- ②インドネシア
- ③フィリピン

職種別では、

- ①建設関係
- ②食品製造関係
- ③機械・金属関係が多い。

特定技能1号在留外国人数(令和7年11月末現在:速報値)

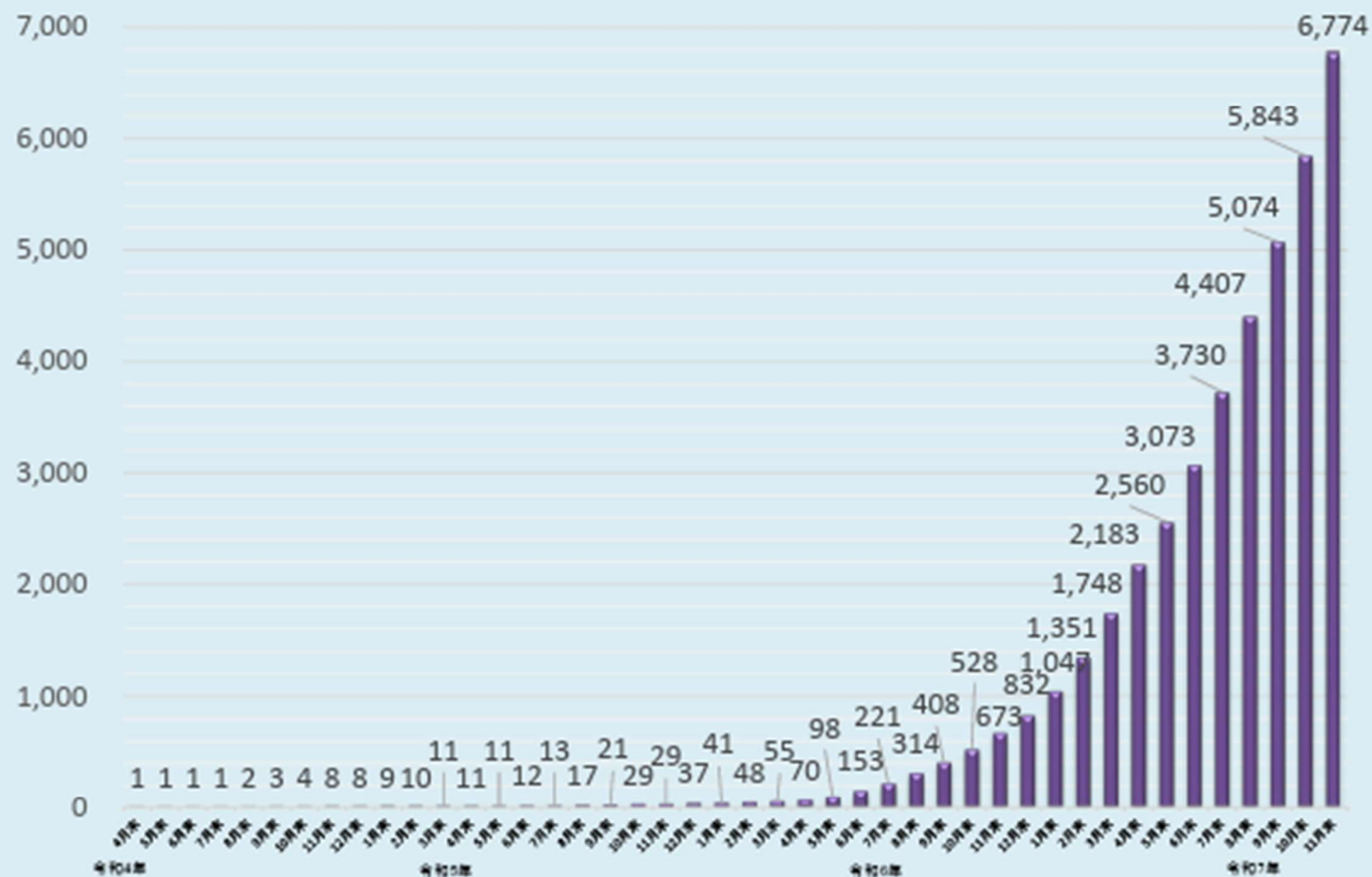
特定技能1号在留外国人数 375,044人



分野	人数
介護	65,505人
ビルクリーニング	8,143人
工業製品製造業	56,231人
建設	48,338人
造船・船用工業	11,212人
自動車整備	4,430人
航空	2,168人
宿泊	1,865人
自動車運送業(※)	106人
鉄道(※)	46人
農業	37,619人
漁業	4,649人
飲食料品製造業	92,324人
外食業	42,396人
林業(※)	0人
木材産業(※)	12人

特定技能2号在留外国人数(令和7年11月末現在:速報値)

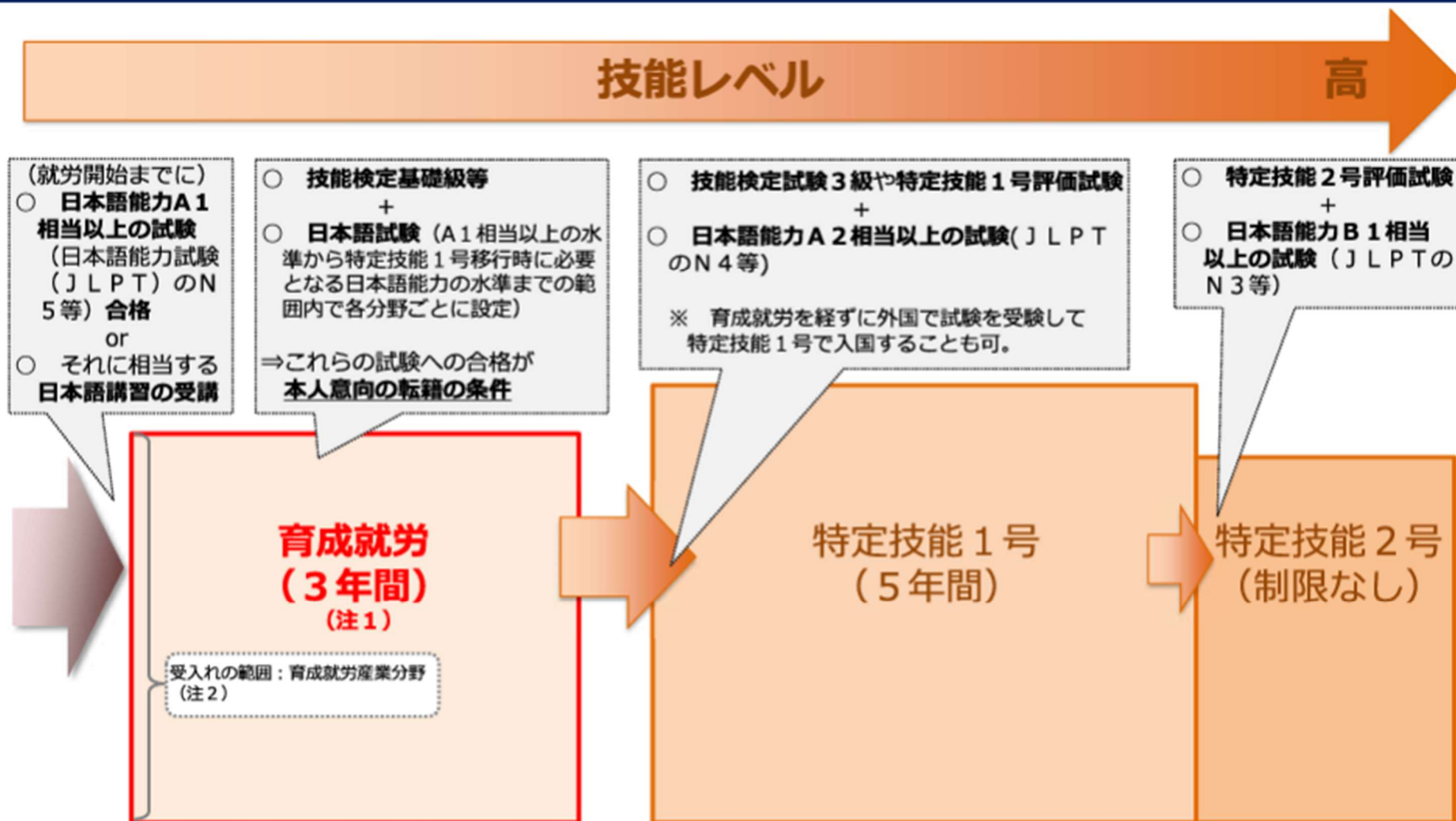
特定技能2号在留外国人数 6,744人



分野	人数
ビルクリーニング	17人
工業製品製造業	754人
建設	1,446人
造船・船用工業	290人
自動車整備	289人
航空	2人
宿泊	27人
農業	1,091人
漁業	18人
飲食料品製造業	1,882人
外食業	928人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



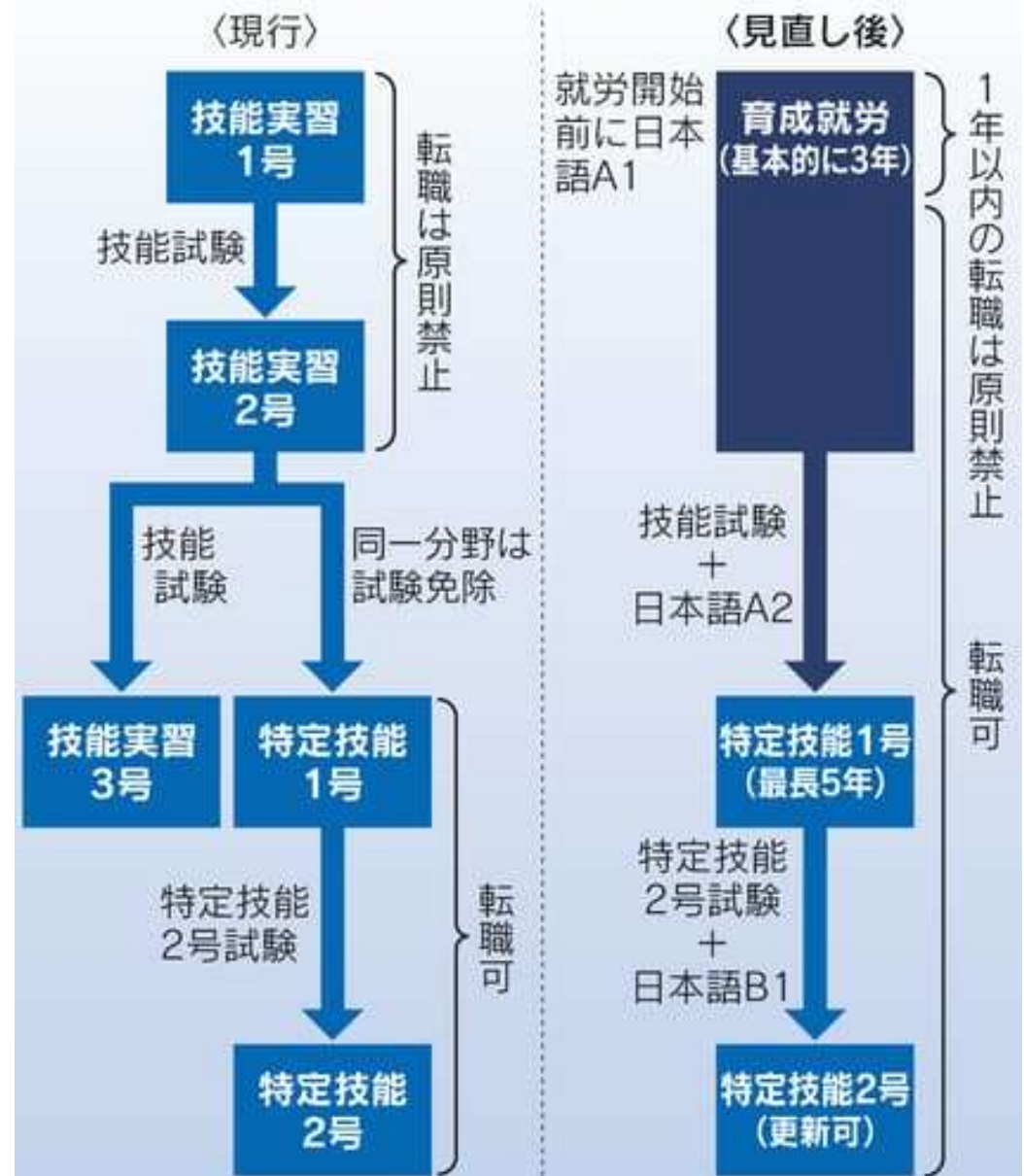
(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

技能実習と新制度の比較

	技能実習	新制度「育成就労」
目的	発展途上国に技術を伝える国際貢献	人材確保・育成
在留期間	最長5年	最長3年
受け入れ分野	90職種 (10月末時点)	特定技能と そろえる (現在12分野)
転籍	職場に問題がある場合を除き、原則不可	[以下の要件を満たせば可能] 同じ職場に1年超勤務 日本語能力試験「N5」レベル合格 など ※転籍の制限期間延長も検討

制度見直しのイメージ



第4章 第一言語習得と第二言語習得 3)第二言語習得理論 (デュレイとバートの研究)

「日本語教師のための新しい言語習得概論 p64」より

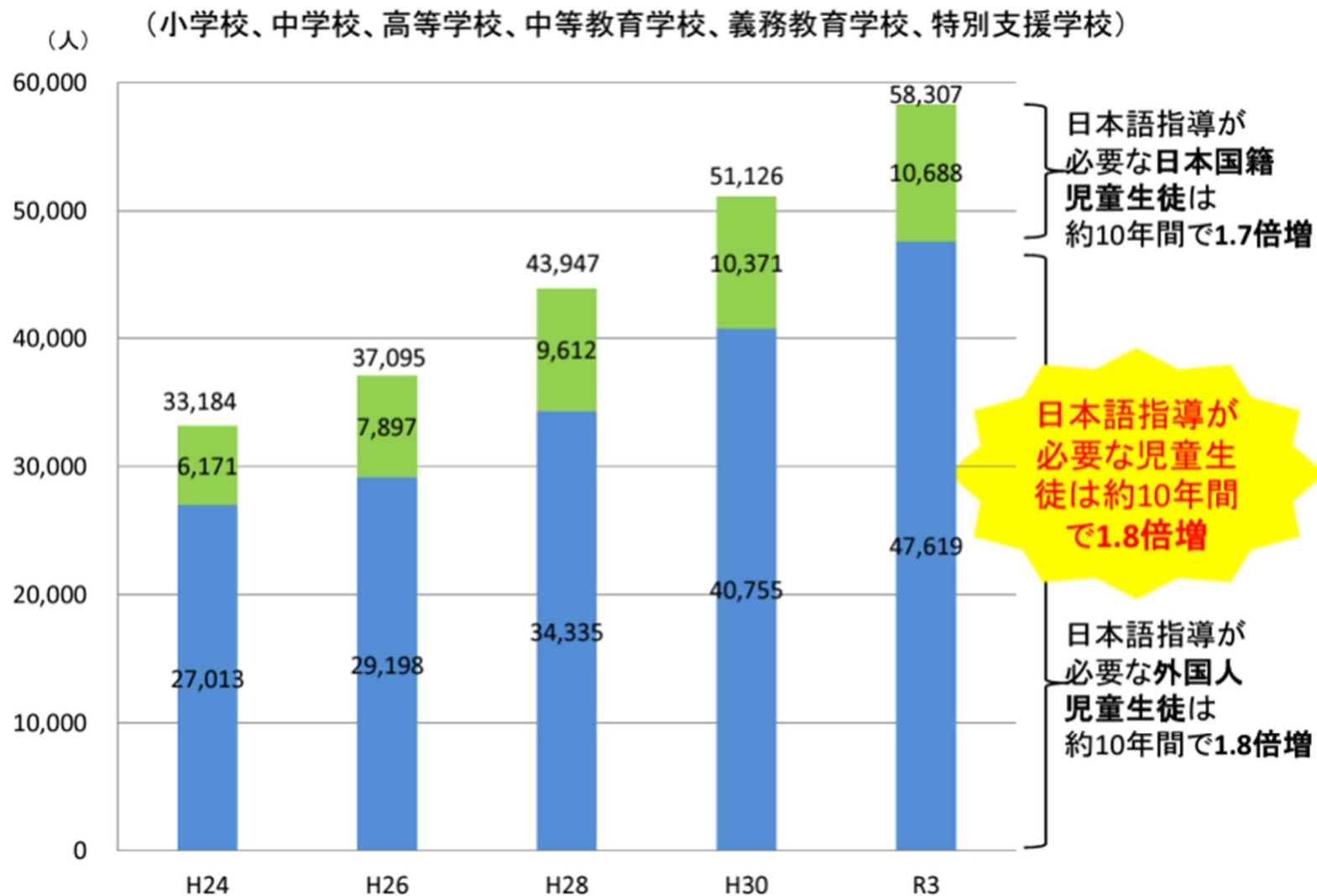
表2 英語の形態素の習得順序 (R. Brown, 1973 ; Dulay et al. 1982 に基づく)

FLA	SLA
1. 現在進行形 ing (Mommy running.)	1. 現在進行形, 複数形 コピュラ
2. 複数形 -s (two books)	↓
3. 不規則動詞の過去形 (Baby went.)	2. 助動詞 "be" 冠詞
4. 所有格 's (daddy's hat)	↓
5. コピュラ to be (Annie is a nice girl.)	3. 不規則動詞の過去形
6. 冠詞 the, a	↓
7. 規則動詞の過去形 -ed (She walked.)	4. 規則動詞の過去形
8. 3人称単数 (She runs.)	3人称単数, 所有格
9. 助動詞 "be" (He is coming.)	

第5章 言語と心理 5)バイリンガリズム

「外国人児童生徒等教育の現状と課題」令和6年1月 文部科学省総合教育政策局国際教育課 1

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

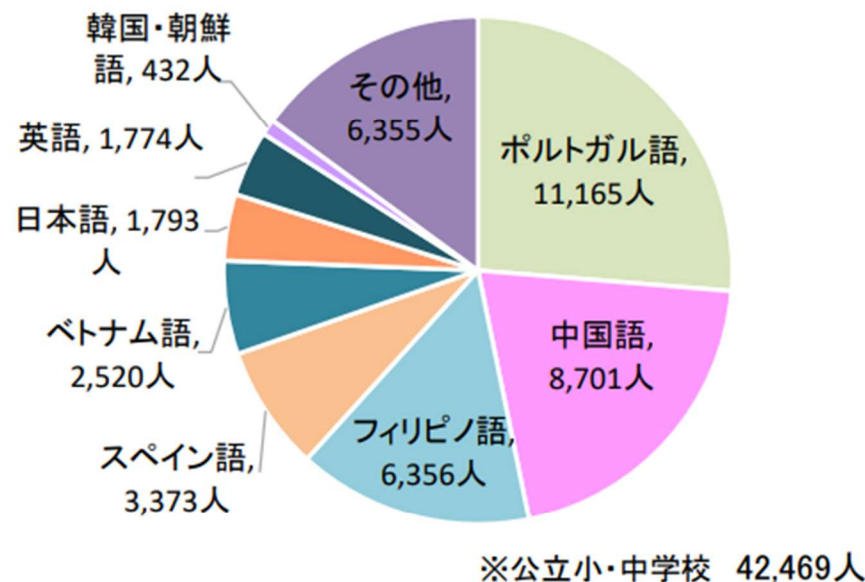


(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

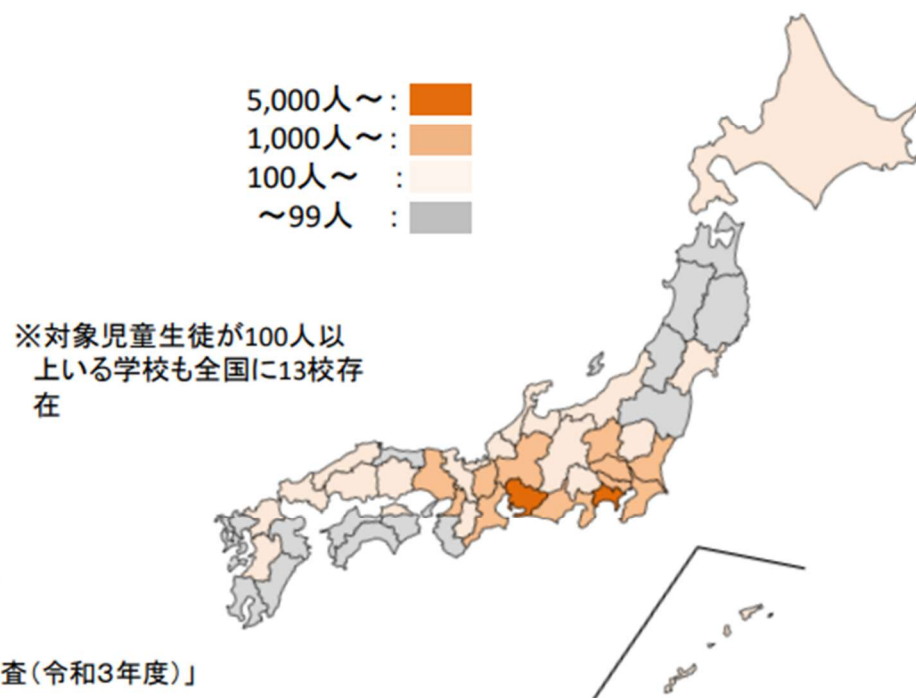
3

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和3年度の調査では、**約1万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



集住・散在化(学校への在籍状況)(令和3年度)



出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(令和3年度)」

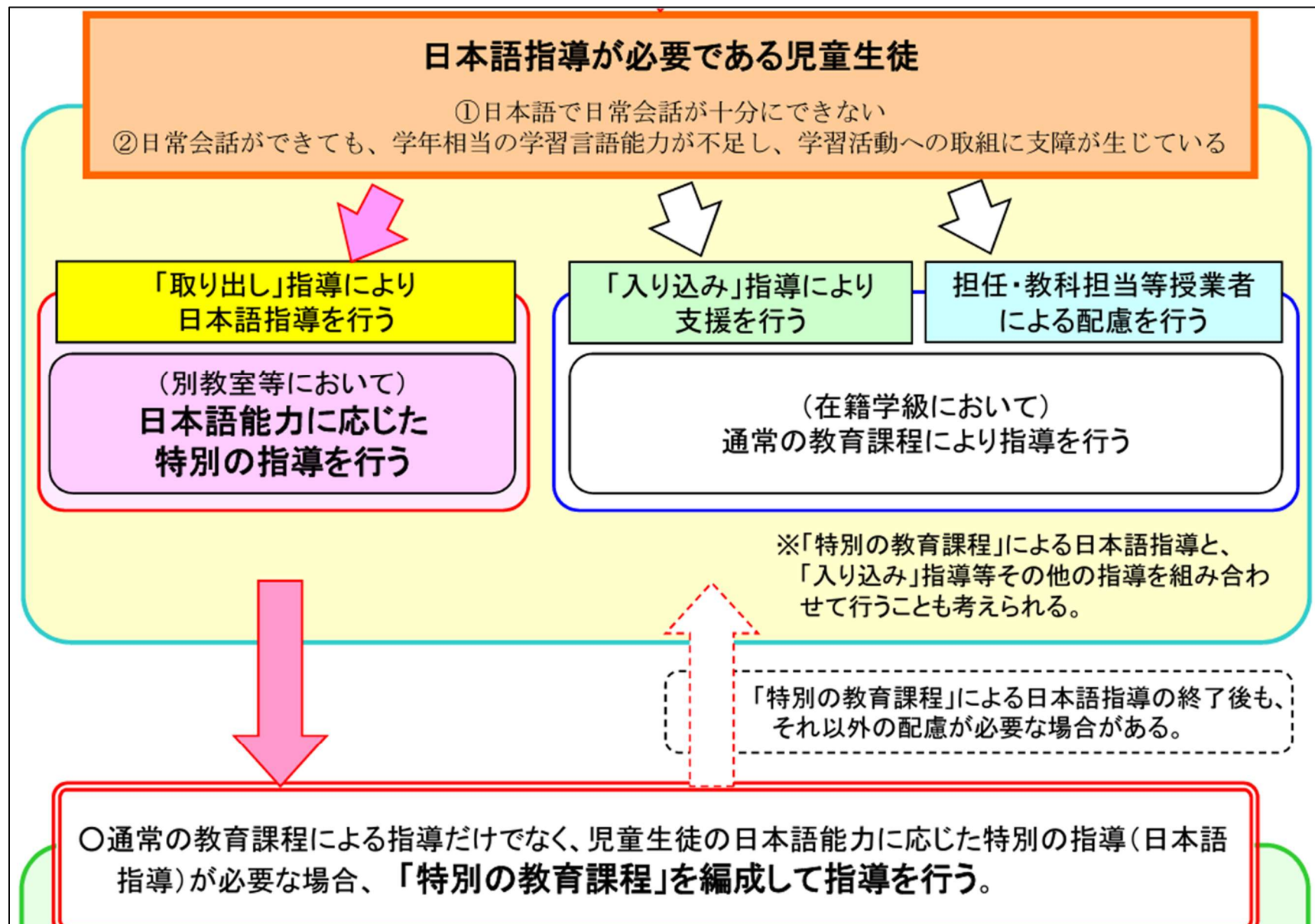
文部科学省 「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA(実践編)」より

第2章 「DLAへはじめの一歩」 診断シート	実施者の発話	正答	無回答
	① 「名前を教えてください/名前は何かですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 「何年生ですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 「何歳ですか/いくつですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 「誕生日はいつですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 「お兄さん/お姉さん(弟・妹)がいますか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 「友だちがいますか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 「友だちの名前を教えてください。」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 「友だちとどんなことをして遊びますか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 「学校は楽しいですか/好きですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 「どうして(楽しい/好き)ですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 「日本の学校で好きなことは何ですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 「日本の学校で嫌いなことは何ですか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 「家で〇〇語を話しますか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 「ひらがなが読めますか。書けますか。」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮ 「カタカナが読めますか。書けますか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑯ 「〇〇語が読めますか。書けますか」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
正答数/質問数	/16		
正答の割合	⇒ %		

文部科学省「学校における日本語指導の流れ」より

※「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒(小・中学生)が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態。

文部科学省は、高校でも、「特別の教育課程」の適用について検討すべきだとしている。(平成 30 年度の文部科学省の調査によると、公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は4千人を超え、10年前の 2.7 倍という状況)



【指導期間の目安】

～3か月

～6か月

6か月～1年

1年～1年6か月

1年6か月～2年

2年～

【日本語指導の内容例】

**サバイバル
日本語**

→挨拶や体調を伝える言葉、教科名や身の回りの物の名前などを知って使えるようにする。

日本語の基礎(文字・表記・語彙・文法)

→発音の練習、文字の習得、語彙を増やす、簡単な文型を学ぶ
学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつける。

技能別の学習(「聞く」「話す」「読む」「書く」活動)

→4技能のうちどれかに焦点を絞って学習する。
例えば、読解や作文の学習に重点をおいて学ぶなどが考えられる。

日本語と教科の統合学習(JSLカリキュラム)

→教科の学習内容を理解することと、日本語を学ぶことを組み合わせて学習する。

教科の補充

→在籍学級での学習内容を、先行的や復習的に学習する。